

国民生活を守るための緊急決議

平成20年7月18日

全 国 知 事 会

はじめに

現在、我が国においては、少子高齢化が一段と加速し、福祉・医療に係る行政需要はますます増大し多様化している。しかし、福祉の面では、近時、特に介護サービスを支える人材の不足が深刻な問題となっており、また、障害者の自立支援に関しても、安定した制度に向けた見直し等が喫緊の課題となっている。

医療面では、長寿医療制度の早期定着とともに、地域医療を支えるべき医師の不足が、依然深刻な問題となっている。医師不足については、国も医師総数の増加に向けて方針を変更することとなったが、医師の養成には長い時間が必要であるため、併せて即効性のある対策が必要である。また、発生時の深刻な事態が想定される新型インフルエンザ対策も、国、地方が連携して強力に対策を講じていかなければならない。

さらに少子化の流れを変えるためには、安心して子育てができる環境づくりや支援が不可欠である。

一方、近年、食の安全への信頼を裏切り国民生活を脅かす事態が多発しているとともに、投資詐欺や振り込め詐欺など複雑、巧妙化する悪質商法により、消費者の平穏な生活が危険にさらされている。

加えて、地球温暖化の進行は、人類そのものの生存基盤を脅かす深刻な問題であり、気候変動による悪影響が危険なレベルを越えないためには、温室効果ガスの大幅な削減に向けた取組みを急ぐ必要がある。

我々地方公共団体は、住民生活を取り巻くこうした諸問題に対して、地域の実態に即し、最前線で様々な対策を講じているが、これら国民生活を脅かす様々な問題は、まさに国家的な危機管理の問題であり、安全で安心な暮らしの実現は国民の切実な要請である。国は、国民生活を守るため強力なリーダーシップを発揮し、最前線を預かる地方と一体となって国民の要請に応えるべく、早急に、具体的かつ実効性ある対策を講じるよう、決議する。

介護を支える人材の確保のため早急に対策を講じること

- ・ 介護従事者の給与水準は他業種と比べて低く、人材が定着しない大きな原因となっている。介護従事者の待遇改善のため、平成21年度の介護報酬改定に当たって、適切な水準の介護報酬を設定すること。
- ・ 介護従事者が希望を持って就労を継続できるよう、労働環境の改善や人材の質の向上を図るための仕組みを構築すること。

障害者自立支援策を充実強化すること

- ・ 障害者自立支援法の見直しに当たっては、特別対策及び緊急措置として実施している低所得者への負担軽減措置を恒久的な制度とすること。
- ・ 事業者の経営基盤を強化するため、経営実態調査の結果を踏まえ、サービスの質の向上、良質な人材の確保、経営の安定化を図ることができるよう、法施行前の収入の確保に配慮すること。

地域医療を支える医師の確保対策を早急に講じること

- ・ 地域の実情に応じたさらなる大学医学部の定員増を図ること。また、地域及び診療科における偏在を解消するため、大学教育から後期研修の各段階で、へき地及び特定診療科に勤務する医師を養成する具体的仕組みづくりを推進すること。
- ・ 病院勤務医の過重労働を解消し、本来業務に専念できる勤務環境を確保するため、医療関係職種との役割分担のあり方や業務の範囲について検討し、具体的方策を明らかにすること。
- ・ 救急病院勤務医の負担を軽減するため、開業医に政策医療への一層の協力を呼びかけるとともに、住民に救急病院の適正利用を促す取組みを強化すること。
- ・ 女性医師が出産や育児と両立して働くことができるよう、保育確保施策の充実など就業環境の整備のための措置を講じること。

国は長寿医療制度の改善と早期定着を図ること

- ・ 国は、制度創設の趣旨や内容等について、今まで以上に国民への周知を図り、制度の早期定着に努めること。
- ・ 新たな措置の実施によって生じる財政負担については、地方に負担を転嫁することがないよう、国は責任をもって対応すること。
- ・ 新制度への移行に伴う保険料負担等について、きめ細かな対応を検討するとともに、新たな対策の実施に当たって、更なる混乱を招かぬよう、具体的な実施方法等について、地方と十分協議を行うこと。

新型インフルエンザ対策は国が強いリーダーシップを持って推進すること

- ・ 新型インフルエンザは、これまでの感染症とは異なり、国家的な危機管理の問題であることから、国が主体となって、地方公共団体との十分な事前協議のもと、国民的な合意を得ながら対策を進めること。
- ・ 対策の実効性を高めるための法整備や、地方公共団体等への十分な財政措置を講じること。

安心できる子育て環境づくりや支援を行うこと

- ・ 多様な働き方の選択が可能となるような職場環境整備など、仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組むこと。
- ・ 待機児童の解消を図るため、必要な保育所の整備や運営、多様な保育サービスの提供への十分な支援を行うこと。
- ・ 児童虐待防止のため、児童相談所、市町村、児童養護施設などの関係機関の連携による一貫した相談体制の強化や施策の充実を行うこと。

消費者の視点に立ち地方が主役となる消費者行政を実現すること

- ・ 国は、国民に対し、食の安全・安心についてきめ細かい情報提供等を十分に行うとともに、輸入食品の検疫体制の強化、加工食品の原材料産地の表示など、消費者の適正な判断や評価を促す取組みを強化すること。
- ・ 消費者に身近な地方公共団体において、事故未然防止や被害拡大の防止のため、相談・苦情に迅速に対応し、実効性ある事業者指導が実施できるよう、改善命令や営業停止処分等の規制権限を幅広く都道府県に移譲すること。
- ・ 国民生活センターと消費生活センターを結ぶ全国ネットワークの構築に当たっては、地域規模などの実情に配慮し、地方の自主性を重んじるとともに、すべての地方公共団体で活用できる仕組みとすること。
- ・ 相談員及び立ち入り検査を行う指導員等の設置・拡充や十分な研修機会の確保など組織強化や権限移譲等に伴い地方公共団体に生じることとなる新たな財政需要については、これを別枠で確実に手当てすること。

地球温暖化対策を推進すること

- ・ 北海道洞爺湖サミットで、主要8カ国は2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を50%削減するとのビジョンを共有し、採択することを求めることで合意したところであり、京都議定書の第一約束期間以降の中期的な目標を早期に策定すること。
- ・ 京都議定書の削減目標を確実に達成するため、温室効果ガスの実質的な削減に結びつくような国内排出量取引制度やカーボン・オフセット（自らのCO₂排出量のうち、どうしても削減できない量の全部又は一部を他の場所での削減・吸収量で埋め合わせる）等のシステムを構築し、その普及に取り組むこと。
- ・ 新エネルギーの総合的な開発利用を推進するため、技術開発や導入支援策を充実強化するほか、レジ袋削減など、国民のライフ

スタイル、ビジネススタイルの見直しについて、働きかけを行うこと。

- G8環境大臣会合で取りまとめられた、①気候変動に関する次期枠組みの構築に向けた「神戸イニシアチブ」、②生物多様性のための行動の呼びかけ、③3R行動計画を主催国として着実に推進すること。